俳句掲載拒否は憲法違反!!

提訴へ

7月4日(土)

「九条俳句」市民応援団スタート集会

14:00 ～ 16:00「浦和ふれあい館」（北浦和西口・常盤公民館隣り）

梅雨空に『九条守れ』の女性デモ

上の句の公民館だよりへの掲載を三橋公民館が拒否してから1年。

何度も行政と話し合いがもたれましたが、一向に解決に向かいません。集団的自衛権容認の閣議決定から安全保障関連法案の提出へと進んだ昨今の情勢を鑑みて、憲法で保障された「表現の自由」を問いなおすために私たちは提訴に踏み切ります。

東京新聞　2015年(平成27年)6月23日(火曜日)　©中日新聞東京本社2015　(日刊)

九条俳句作者 提訴へ

平和祈った句なぜダメと言われるのか

さいたま市に掲載求める

「表現の自由侵害」

「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」と詠んだ俳句を、さいたま市の三橋公民館が月報に掲載するのを拒否したのは憲法で保障された表現の自由の侵害にあたるとして、作者の女性(8)が市などを相手取り、月報への掲載と、掲載拒否で被った精神的苦痛に対する二百万円の損害賠償などを求め、二十五日にさいたま地裁に提訴することが分かった。

―関連6面

掲載拒否から間もなく一年。公民館の判断を支持した市や市教育委員会の対応の是非が、司法の場で争われることになった。

訴状によると、三橋公民館では二〇一〇年十一月以降、地元の俳句会が会員の成果を発表する場（表現活動の場）として公民館が句会に提供してきた」とし、掲載拒否など内容を規制できるのは「規制目的がやむをえない公共的利益のため」で、かつ「規制手段が必要最小限度」に限られると指摘。公民館は世論が二分していることを理由に掲載を拒否しており、本来の規制目的・手段を逸脱、表現の自由を侵害したと主張する。

また、趣味のサークルの表現活動に突然、公権力が介入したとして「民主主義の根幹を揺るがしかねない重大な問題が潜んでいる」と説明。

この問題でシンポジウムや討論集会が開かれるなど社会的関心が高く、自由な学習や表現活動の場が失われかねないという国民の危機感の表れだと訴えテーマ」として不掲載を句会に伝えた。

訴状は、月報の俳句コーナーについて「住民が学習

「三橋公民館だより」の昨年6月号（右中央）には俳句を掲載するコーナーが最下段にあったが、四ヶ月号ではなくなった

「見過ごしてはいけない」

「一年たったが、ほとんど何も変わらなかった。このまま私の俳句がなかったことにされるのは許せない」。作者の女性は本紙の取材に、訴訟にかける思いをこう語った。

女性が「梅雨空に―」の句を詠んだのは昨年六月上旬。東京・銀座で集団的自衛権の行使容認に反対する女性たちのデモを見かけ、親近感を覚えたのがきっかけだった。自分と同じような女性が声を上げていたのに心を揺さぶられた。それで自然に詠んだ句で、当時はこんなことになるとは…」と振り返る。女性は俳句が掲載拒否されて以降、市教育委員会の定例会や、掲載を求める市民の集会に足を運んできた。そのたび、絶対に掲載を認めようとしない市教委の対応を目にした。

「私はどこにでもいる普通の主婦。思ったことを発言することくらい当然の自由と思っていた。けれど、そうではなかった」

訴訟になると「家族や周囲に迷惑がかかるのでは」と迷いもあったという。それでも「自由に発言したり、表現したりできる今の社会は先輩方が必死に守り、育ててきてくれたもの。私がこれくらいいいかと、見過ごしてはいけない」と最後は決断した。

本紙に決意語る

「平和を祈ったなんでもない私の句が、なぜダメと言われなければならないのか。このまま納得はできない」

◇

今年一月一日から本紙朝刊一面に掲載している「平和の俳句」は、選者の金子兜太さんというせいこうさんが昨年八月十五日の本紙朝刊で「梅雨空に―」の掲載拒否などをめぐり対談したのがきっかけとなっている。

（岡本太）

東京新聞
中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話03(6910)2211

新宿西口
雨宮商事株式会社
141雨宮ビル
☎03-3342-0141
貸ビル・フーズ事業・保険代理業

紙面について
電話 03-6910-2201（土日祝日除く 9:30～17:30）
FAX 03-3595-6935
東京新聞ホームページ
TOKYO Web
www.tokyo-np.co.jp
本紙記者がツイッターでつぶやいています
東京新聞政治部
東京新聞けいざいデスク
東京新聞写真部
東京新聞鉄道クラブ
東京新聞文化部
東京ちゅん太(生活部)
東京レター(外報部)
東京エンタメ(放送芸能部)
チョウカンタ(次世代研究所)

「九条俳句」市民応援団スタート集会

1000人賛同者（1口千円）運動を

日　時：7月4日(土)14:00 ～ 16:00
場　所：さいたま市浦和ふれあい館
　　浦和区常盤9丁目30番22号
　　電話番号：048-829-7905
会場費：500円

- 有識者賛同アピール／弁護団から
- 「私も原告」リレートーク
- 市民応援団よびかけ
  『九条俳句募集運動』
- 各地区ひとこと

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！実行委員会
（略・「九条俳句」市民応援団）

連絡先
武内　暁（090-2173-2591）
前島英男（090-1668-6232）
佐藤一子、嶋田耕作（080-1328-3014）
石垣敏夫（090-4373-0937）
URL　http://9jo-haiku.com
MAIL　contact@9jo-haiku.com